

# 平成 30 年度 地域ケアプラザ事業計画書

## 1 施設名

横浜市川島地域ケアプラザ

## 2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分（区と協議の上、策定して下さい。）

## 1 全事業共通

### 地域の現状と課題について

・川島東部地区は相鉄線上星川駅と西谷駅との中間に位置し、帷子川流域の平地と国道 16 号を挟んで広がる丘陵部からなる高低差のある地区です。環状 2 号線と国道 16 号線、相鉄線が地区のほぼ中央を走っています。川島町と東川島町、西谷町の一部で構成されています。第 1 町内会から第 6 町内会まで 6 つの町内会で構成されています。丘陵地ではバス便も少ない為に移動も大変です。高齢化率は 25%と上昇しており、高齢者の問題も民児協からの相談が多く、一人暮らし高齢者の方への支援も多くなっています。東部地区の一人暮らし高齢者食事会の前には、包括職員が毎回血圧測定や相談など健康づくりへのアドバイスをしており、また保健活動推進員や地域役員の方とウォーキング事業や健康講座等一緒に介護予防に取り組んでいます。

・川島原地区は区北西部に位置し旭区と隣接しています。川島町（一部）で構成され、自治会町内会は 15 あるが 7 つは連合町内会未加入の自治会です。人口減少が進んでおり高齢化率は 33.8%と著しく上昇しています。陣ヶ下溪谷公園など緑豊かな地区だが、駅からは少し離れており、住民の多くがバスや車を利用して生活しています。丘陵地の為ケアプラザまでは高低差があり行きにくいとの声も多く、地域開催の出前講座で介護予防事業や健康講座、権利擁護講座などの事業展開しています。精神の病気や認知症の方への支援として地域役員と共に地域の見守り活動を進めています。くぬぎ台小学校跡地で高齢者の集いの場サロンを開催、ボランティアも定着し準備・運営など積極的に参加して頂いています。

・西谷地区は西谷駅を中心に商店や医療機関、地区センター、保育園等があり地域のふれあいの場として認知されています。保育園も地域に根付き子育てもしやすい環境にあります。最寄駅の西谷駅は相鉄・JR 直通線や相鉄・東急直通線の開業により、大規模な利便性の向上が期待されています。地域のほぼ中央を国道 16 号線が通り車のアクセスが良い為、若い家族層も多いです。高齢化率は 23.2%と平均より少なめだが駅から離れた地域の高齢者は、介護予防教室やサロン等に参加する機会が少なく、お互いが交流する場の自治会館などほとんど無い為、近隣公園での活動が多い状況です。29 年度は老人会や役員会などで西谷地域での介護予防や健康講座等を行うなど、会合や公園での集いにも積極的に出向きました。西谷フェスティバルに参加し地域の方へのケアプラザ周知やミニ健康測定、地域アンケートにも協力頂き、年代別に意識調査を行いました。今年度も地域ニーズの把握に努め、今後の支援に活かしていきます。

平成 30 年度も継続してケアプラザの周知活動や地域の介護予防への取り組み・健康講座など積極的に地域へ出向きます。また認知症の方や介護者支援のため普及啓発活動や、地域の方達と協力し合い見守り活動を広めていきます。

地域包括ケアシステム構築の為、地域住民や医療、福祉、学校、企業等、様々な関係機関の方々との連携を密にし、多職種連携会議や地域ケア会議等、地域課題に向けて取り組んでいきます。

ケアプラザの 5 職種が協力し地域アンケートなど地域の方が求める事業展開を行い、地域支援者や地域住民で作り上げる事業を支援、生活支援体制整備事業の推進に向けて積極的に取り組みます。

#### (1) 相談（高齢者・こども・障害者分野等の情報提供）

1. 地域の会合や地区社協、民生委員児童委員協議会・老人会など積極的に出向き、地域の課題や特性を把握することで、ケアプラザの機能の周知や相談者へ適切に情報提供を行ないます。
2. ケアプラザ発行の地域情報誌「つながるホットページ」で地域の自主活動団体の運動・体操・趣味活動など情報提供を行います。
3. 地域に積極的に出向くことで、地域の方から気軽に相談しやすい関係づくりや協力体制を強化します。
4. 地域の関係機関とのネットワークの情報から高齢者だけでなく障害者などの課題にも対応致します。

#### (2) 各事業の連携

1. 1ヶ月に1回5職種の定例会議を持ち、情報は絶えず共有・協力しながら活動します。
2. 生活支援コーディネーターを中心に5職種が地域に出向き、地域の情報収集に努めます。
3. 地域アンケートを進化させ、より地域ニーズを把握し、効果的に事業に活かします。
4. 把握した地域課題を5職種協力し、地域での活動（啓発活動）へつなげます。

#### (3) 職員体制・育成、公正・中立性の確保

1. 研修計画を立て、計画に基づき毎月定例研修会を行います。
2. 職員個人の課題に応じた研修会に参加し、スキルアップを目指します。3. 研修や勉強会に参加した者は報告書の作成や、伝達講習会などで発表しステップアップを図ります。
4. 職員の就労意欲を高めるスローガンの策定と評価を継続実施し、人材育成に活かします。
5. 包括会議や所内研修会で、利用者の公正・中立公正の確保等・自己決定に向けての支援について職員全員で確認共有します。

#### (4) 地域福祉保健のネットワーク構築

1. 地域の地区社協の定例会や民生委員児童委員の定例会に毎月参加し、関係機関との連携をさらに強化します。
2. 西谷商店街フェスティバルに参加し、西谷地域の方々にケアプラザの周知と健康に対する啓発活動を継続開催します。
3. 川島小学校の福祉学習では、学校のカリキュラムのもと、人権学習支援を行います。
4. 地域特性を考慮し、地域役員と協力しながら事業を開催します。
5. 「地域見守りネットワーク」の事業を拡大し、地域関係者や役員と協力し合い見守り体制を強化します。

#### (5) 区行政との協働

1. ほっとなまちづくりの推進の為、区・社協と協力支援します。
2. 認知症高齢者支援、SOSネットワーク、虐待予防、子育て支援など行政の関係機関と連携し適確な支援を行います。
3. 行政機関との連携を適宜とりながら、地域の相談窓口として情報共有・連携します。

## 2 地域活動交流事業

#### (1) 自主企画事業

1. 地域住民年代別の実態やニーズに対応した事業内容の実施  
昨年度行いました、年代別暮らしのアンケートより見えた、地域の実態やニーズに対応できるような事業を計画、実施します。多世代交流のきっかけづくりや、それぞれの世代が必要としている福祉情報を発信できる内容の事業を企画します。
2. 地域活動へつながる流れを取り入れた内容の事業実施  
地域で活躍する団体の活動を紹介、体験できるような事業内容を計画し、参加者がその事業をきっかけとして地域活動を意識できるよう支援します。継続事業についてもそれを意識した内容を取り入れていきます。

#### (2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

1. 貸室利用団体の保健福祉活動意識を高める機会を提供  
貸室利用団体の活動内容に合うような発表や展示の場の提供や、ボランティア活動の場などを提案します。そのことにより、貸室利用団体の保健福祉活動に対する意欲を高めてもらい、地域交流の活性化につなげます。
2. 地域団体の活動を把握し、川島地域ケアプラザとのつながりを広げる  
子ども会、青少年指導委員、スポーツ推進委員、小学校放課後支援等の活動内容を知り、貸室の周知に努めます。その加入者で楽しめるような内容の自主事業は早めに周知し、参加をすすめて地域活動活性化の一助となるように致します。

#### (3) ボランティアの育成及びコーディネート

1. 川島地域ケアプラザでのボランティア活動を地域活動につなげる  
川島地域ケアプラザでのボランティア活動を、地域で生かすという流れにつながるよう事業内容を計画します。地域活動の情報を集め、機会を見つけたり作ったりして登録ボランティアとともに地域に出でのボランティア活動を支援します。
2. 地域で活躍するボランティア団体へ川島地域ケアプラザの活動を周知する  
地域で活動しているボランティア情報を収集し、さらにその団体へケアプラザ事業やボランティア活動を紹介し参加してもらうことで、お互いの活動に興味を持てるようにします。

#### (4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

1. 地域活動の内容把握に努め地域ケアプラザ自主事業に生かす  
地域のイベントや避難訓練などは、地域住民がどういった意識で参加しているか、何を楽しみにしているのかという視点で注目します。そこから自主事業に生かせるものは取り入れ、地域住民の思いや要求に寄り添った内容の取り組みになるよう努めます。

### 3 生活支援体制整備事業

#### (1) 事業実施体制

1. 地域の支援者活動団体と信頼・協力しあえる関係をつくります
2. 地域住民の生活支援体制整備事業に対する理解を得るようにします  
地域の支援者活動に足を運び、地域支援者や参加者との交流を図ります。以前より関係づくりを行っている団体へは、生活支援体制整備事業の周知、事業に対する意見を収集します。新たに実施する団体に対しては「つながるほっとページ」掲載を見据えたアプローチも同時に行っていきます。
3. 地域支援者団体の人材と機能の強化  
地域支援者向けの自主事業を実施します。地域支援活動の活発な継続実施を目的とし、活動に活かせるプログラムを組み立てます。また、継続的にアプローチし支援者同士のネットワーク構築のサポートも行っていきます。

#### (2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

1. 地域住民の日常生活での支援のニーズを把握  
アンケートを継続実施する。地域アセスメント事業「暮らしのアンケートリぼーン」を地域に出向き実施します。地域住民を対象として日常生活で地域に期待する事、地域に貢献できる事をアセスメントします。
2. 地域支援活動団体、企業の社会貢献活動等地域の資源の把握と活動促進  
継続して「つながるほっとページ」の更新作業を行いながら、地域支援活動団体の実態把握を行います。また、民間企業の社会貢献活動の情報収集を行い、連携を図っていきます。
3. 地域のニーズ把握から得た情報を分析し、地域住民のニーズの充足を図る  
昨年度実施の地域住民に向けたアンケートの結果を反映した自主事業を実施します。健康の不安解消、後見人制度の認識不足の補填、集いの場参加の機会拡大等地域住民のニーズに対応し地域住民が安心して暮らせる環境づくりに努めます。

#### (3) 連携・協議の場

1. 地域住民と地域ケアプラザが地域課題解決に取り組むための情報共有ができる関係をつくります
2. 地域支援活動団体等に出向き地域支援者へ地域の状況や課題などのヒアリングを行います。状況に応じて協議体を実施し、課題解決に向けた取り組みを行います。民間企業等新たな団体との連携を通して地域の課題解決につなげていきます。民間企業等へ出向き、生活整備体制事業、地域の状況や住民の声等への理解と地域課題への協力の働きかけを行います。
3. 地域支援者団体同士が統合体的に行われる住民主体の活動の拡大  
地域支援者交流会を実施します。地域活動支援者とケアプラザボランティアが交流を深め、情報交換し、活動の場を拡大していく機会をつくります。

#### (4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

1. 高齢者だけではなく、だれもが集える場づくり  
高齢者だけではなく、障がい、子育て世代などが気軽に参加できる内容を検討し、集いの場を実施する。認知症理解、障がい理解を得ます。

## 4 地域包括支援センター運営事業

### (1) 総合相談支援業務

#### ① 地域におけるネットワークの構築

1. 「川島見守りほっとライン」の周知を地域内住民へ継続的に実施します。ネットワークの強化、拡充をはかります。今年度は地域の商店や交通機関、配達業者にも協力依頼を改めて実施します。
2. メッセンジャー川島にて地域のサロンや老人クラブ、また地区社協の会合などに出向き相談機関であるという地域包括支援センター周知の強化を行うとともに顔の見える関係づくりを行います。

#### ② 実態把握

1. 地域住民の方々から生活課題についての意識調査を実施し、生活整備体制事業につなげていきます。
2. 地域に出向いた際には個別に地域での住みやすさや不安に感じていることなど聞き取りを行っていきます。

#### ③ 総合相談支援

1. ケアプラザを地域住民に身近な相談機関としての周知啓発を継続的に実施します。メッセンジャー川島を積極的に行うほか、「地域見守りホットライン」の普及啓発を行っていきます。
2. それぞれが点で関わるのではなく、それぞれの関係機関が線となり支援していける関係機関と気軽に連携できるよう地域ケア会議やネットワーク構築のための事業展開をはかります。
3. サービスの必要性はあるが繋がらないような方もしくは家庭に対して、定期的な見守りのため声掛けを実施していきます。「川島お便りコール」切れ目のない支援を提供し、対象者との信頼関係を築いていきます。

## (2) 権利擁護業務

### ① 成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

1. 地域の方々へ振り込め詐欺対策や遺言・相続、成年後見制度の普及啓発を行います。
2. 個別の相談対応も行い、必要あれば区役所や関係機関と連携し支援を行います。

### ② 高齢者虐待への対応

1. 民生委員やケアマネジャーはじめとした介護保険の事業所への早期発見のための普及啓発を実施予定です。
2. 虐待ケースに関しては区役所や関係機関と支援の方向性や役割分担を明確にし、変化が起こったらすぐに対応できる体制を整えます。

### ③ 認知症

1. 徘徊 SOS ネットワークの協力機関の増加と事業の対象となる方の周知を広め、事業を発展させます。
2. 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方の見守り・支え合いについて地域に広めていきます。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### ① 地域住民、関係機関等との連携推進支援

1. 地域住民や商店などの関係機関等へ「地域見守りホットライン」のチラシを配布し、少しでも気になる住民がいれば連絡くれるよう周知拡大をはかります。
2. 地域の会合に積極的に参加し、地域の情報を共有し相談出来る関係を構築します。

### ② 医療・介護の連携推進支援

1. ケアマネジャーと医療機関との連携がスムーズに行えるように、多職種連携会議等で意見交換し、顔の見える関係性を築きます。
2. 地域包括ケアを進める為に医療機関との連携を積極的に進めます。

#### ④ ケアマネジャー支援

1. ケアマネジャーのためのサロン「川島さくらんぼ」を開催し、困難事例等の悩み事相談、意見交換、介護保険制度の情報提供等を行います。
2. 定期的に居宅介護支援事業所を訪問しケアマネジャーと協力体制を作り情報の共有します。
3. ケアマネジャーからの個別相談で困難なケースに関しては後方支援を行います。

#### (4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

##### 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

1. 川島見守りほっとラインに賛同いただいた地域住民、関係協力機関が一同に会し、見守り体制の必要性を改めて感じていただくと共に、それぞれでできる見守りについて意見交換を行える場とします。
2. 個別会議の充実を図り、地域課題の抽出と見守りし合える連携体制の構築と、そこから包括域の地域ケア会議への発展を目指します。

#### (5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

##### 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

1. 継続してさくらんぼ開催し、ケアマネジメントが適切に行える様に相談対応していきます。
2. 地域住民に向けて介護予防・生活支援サービス事業についての説明会を実施します。

#### (6) 一般介護予防事業

##### 一般介護予防事業

1. 地域の方が身近なエリアで介護予防に取り組める機会を設けます。
2. 男性の外出支援と介護予防事業に取り組む機会を設けます。
3. 担い手の人材育成を継続するとともに、すでに担い手として活動をしている人たちが交流し活動を継続する機会を設けます。

その他


## 以下、地域ケアプラザ事業実施評価との相違部分

### 施設の適正な管理について

#### ア 施設の維持管理について

1. 施設管理の保守メンテナンスの業務委託契約を行い、修繕等については区役所事業企画担当と相談調整し、適切に管理します。
2. また、施設点検日を毎月最終金曜日に設けて、空調設備、消防設備、エレベーター等の保守点検を専門業者に委託し施設管理を適正に行います。
3. 日常清掃や消耗品の補充管理については、地域の皆様が快適にご利用いただけるように委託業者と職員により毎日実施していきます。毎月1回職員による施設清掃を実施し、普段清掃できていない箇所の清掃、維持管理を行います。

#### イ 効率的な運営への取組について

1. リーダー会議と運営会議を毎月1回実施し、サービスの質の向上と今後に向けての事業検討と意見交換を行い、円滑で効率的な運営を目指します。地域の皆様からのご意見やアンケート結果等から事業内容の見直しを随時行い、地域のご要望に合った事業展開を検討します。業務については効率化がはかれるように評価、改善を実施していきます。
2. 毎朝職員間でミーティングを行い、事業や相談業務の対応に支障がないように業務の調整と確認を継続します。
3. ケアプラザの労務、経理等の事務処理については、法人本部と連携し業務分担を行い、事務の効率化を図ります。
4. 電気については、今年蛍光灯からLEDに変更し、電気消費量の削減を図ります。不要な電気をこまめに消し、空調の適正温度の設定等をご利用者にも周知し、施設全体でエネルギーの節減に取り組めます。

#### ウ 苦情受付体制について

1. 館内に「川島地域ケアプラザ相談窓口・苦情対応窓口」のお知らせを掲示しています。ご意見箱を正面玄関と1階・2階の各部屋に設置しています。来館された地域の方の生の声がいただけるよう、いつでも自由に記載できるような環境とします。さらにホームページを活用し、広く多くの方々よりご意見をいただける体制とし、いただいたご意見や苦情等は館内に掲示して改善策を公開します。
2. 居宅介護支援事業の利用者との契約に際しては、「重要事項説明書」に苦情申し出の仕組みを記載しています。
3. 各職員が丁寧にご利用者の意見を聞くように努めており、小さな苦情でも所長に報告するよう職員に周知しています。また法人内には、第三者委員会を設置し客観的な視点を取り入れ、潜在化している地域の声を吸い上げられるような仕組みをとっています。



#### エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

1. 防犯マニュアル等が作成設置してあり、もしもの時に迅速な安全対応ができるように、平素から準備しています。
2. 防災訓練を年2回計画し、職員の防災に対する意識向上を図ると共に、マニュアルにそった対応ができるように訓練していく。訓練時は実際を想定し、施設利用者や地域住民に訓練参加を声かけ、防災の普及啓発と研修の場を提供していきます。そして消防署の指導を受け災害時に備えます。
3. 閉館時には毎日職員が館内外の異常の確認点検を実施しているが、些細な点についてもいつもと違っている箇所等があった場合は所長に報告します。夜間は機械警備による体制をとっていますが、定期的な機械設備の点検を行い、緊急時・災害時には緊急連絡網により職員間の万全な連絡体制がとれるようにします。
4. 横浜市より特別避難場所としての指定を受け、災害時の要援護者の受け入れを行うため、備蓄物資の管理を適正に行います。特別避難場所開設に当たり、職員が的確な行動がとれるように研修を行い、継続した訓練を行っていきます。

#### オ 事故防止への取組について

1. 軽微なものも含め、全ての事故に対して迅速な報告・連絡を徹底し、報告書を作成し対応する。事故及びヒヤリハット調査を重点的に行い、何が原因かを追究し、同じ事故が起きないように具体策を検討します。さらに具体策をマニュアルにも反映させ、マニュアルの改訂を行っていきます。
2. 事故発生時対応マニュアルや感染症対策マニュアル等で、全職員の共通理解を図ります。万が一、事故が発生した場合は、速やかに区・市へ報告します。

#### カ 個人情報保護の体制及び取組について

1. 個人情報は施錠可能な場所に保管し管理をする。毎年個人情報研修を開催し、職員の個人情報保護に対する意識を高めます。
2. 実際の個人情報が含まれる書類等については、施錠できる棚に管理し、ファックス利用時や郵送時は、ダブルチェックを徹底していく。個人情報はサーバーにて管理しており、職員のみ活用できるようになっています。
3. 事故と考えられる事例が発生した場合は、職員間で今後の対策を十分に検討し、徹底した管理ができるように改善します。
4. 個人情報の漏えいを防ぐためのマニュアルやシステムを再確認し、よりの確なシステムの構築を目指して改善を行っていきます。

#### キ 情報公開への取組について

1. 川島地域ケアプラザ情報公開規定に則り、積極的に情報を公開し対応していきます。ケアプラザの情報は、広報誌「リーベ川島」や区の広報を活用し、地域住民へ毎月情報提供していきます。またホームページを活用して各種事業に関する情報等をわかりやすく市民の方々に提供していきます。内容については、新規情報をタイムリーに広報できるように毎月職員による更新を行います。

#### ク 人権啓発への取組について

1. 認知症や精神疾患の理解を深めるために、外部研修に参加し、所内での研修会、伝達講習会を開催し、職員の知識向上を図る。障がい者差別解消法の理解や、虐待事例等を通して、法的理解と具体的支援について学習する機会を設けます。
2. また、個人としての倫理基準として、個人の尊厳や守秘義務、人権の尊重について等、所内研修で意見交換をしながら、人権啓発に取り組みます。

#### ケ 環境等への配慮及び取組について

1. ごみにならないように再利用可能な商品を基本的に使用します。ごみの分別を的確に実施し、ごみの減量化と環境保護に全職員で取り組みます。
2. ケアプラザをご利用の方には、ごみの持ち帰りを呼びかけ、ごみ削減の意識付けを図ります。
3. 業務上可能であれば裏紙の再利用を積極的に行う。ケアプラザの封筒は再利用できるような形をとっており、環境問題への取り組みを事業所全体で継続的行います。
4. 電気の節電対策としてブラインドを閉め、早朝からの直射日光を遮り、夏場の室内温度の上昇を少しでも防げるよう取り組みます。
5. 使用していない部屋の空調の停止を徹底し、空調にかかるエネルギー消費の削減に取り組みます。
6. 施設内の蛍光灯を LED に交換しており、電力の削減につなげています。  
また地域への訪問時には車を控え、電動自転車・スクーターの利用を心がけます。

## 介護保険事業

### ● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

#### 《職員体制》

社会福祉士	1名
主任ケアマネジャー	1名
保健師	1名
介護支援専門員（兼務）	1名

#### 《目標》

- ・可能な限り自立した生活が継続できるよう、ご本人の意思を尊重し、その人らしい生活の維持向上を図っていただけるよう支援します
- ・ご本人の状態にあった介護予防プランの作成を行います。

#### 《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 実費負担はなし

#### 《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・関係機関と連携をとりながら適切なプランの作成を行います。
- ・必要に応じて、インフォーマルサービスや地域資源の紹介を行い、ケアプランに取り入れ、包括的な支援を行います。
- ・地域住民やご利用者様に向けて、健康や権利擁護、介護保険等様々な情報を年3回「包括ニュース」として広報誌にまとめ、発行し情報提供していきます。

#### 《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
160	160	160	160	160	160
10月	11月	12月	1月	2月	3月
160	160	160	160	160	160

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

介護支援専門員	常勤専任	2名
	常勤兼務	1名
	非常勤兼務	1名

《目標》

- ・ご本人様、ご家族様のニーズを受け止め、その人らしい生活ができるように支援します。
- ・ご本人様の自立した生活を支援し、公平中立な立場で居宅サービス計画を作成するとともに、福祉サービスや医療サービスが総合的に提供されるよう、関係機関等の連絡調整を行っていきます。
- ・困難事例に対しても適切な支援ができるように、お互いのコミュニケーションや多機関との連絡調整を充分に行い支援します。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 実費負担はなし

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・特定事業所加算Ⅱを算定取得している。支援困難事例への専門性の高いマネジメントを提供できるように努めます。
- ・ご利用者様に向けて、広報紙「エスポワール」を年2回作成し、地域住民へ介護保険情報をわかりやすく提供していきます。
- ・独自のアンケートを毎年実施し、より良いサービスの向上を目指していきます。
- ・サービス向上の一環として、季節に合った手作りカードをお渡しすることで、コミュニケーションを深め、信頼関係を築いていきます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

4月	5月	6月	7月	8月	【単位月人】
95	95	95	96	96	96
10月	11月	12月	1月	2月	3月
97	97	97	98	98	98

● 通所介護・認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

- 
- 
- 

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

- (要介護1) 円
- (要介護2) 円
- (要介護3) 円
- (要介護4) 円
- (要介護5) 円

● 食費負担 円

- 
- 

※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載をしてください。

《事業実施日数》 週 日

《提供時間》 : ~ : (半角で入力 例 9:00~15:00)

《職員体制》

《目標》

《その他（特徴的な取組、PR等）》

《利用者目標（延べ人数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月

● 介護予防通所介護・第1号通所事業・介護予防認知症対応型通所介護

《提供するサービス内容》

- 
- 
- 

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

● 1割負担分

（事業対象者） 円

（要支援1） 円

（要支援2） 円

● 食費負担 円

●

●

※ その他、実費相当を徴収するものについては、各施設で項目を増やして記載をしてください。

《事業実施日数》 週 日

《提供時間》 : ~ : （半角で入力 例 9:00~15:00）

《職員体制》

《目標》

《その他（特徴的な取組、PR等）》

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
10月	11月	12月	1月	2月	3月